

山口県公安委員会告示第一二一三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行った。  
 令和六年六月二十八日

山口県公安委員会

検定番号	型式の概要		申請者				検定の有効期間
	遊技機の種類	型式名	製造業者名	氏名又は名称	住所	法人にあつては、その代表者の氏名	
九八	回胴式遊技機	LパチスロD4DJKB	京楽産業・株式会社	京楽産業・株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目二番四号	榎本 善紀	告知の日（令和六年六月二十八日）から三年間
九九	ぱちんこ遊技機	Pいくさの子GFPP	株式会社銀座	株式会社銀座	東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー	後藤 正人	〃
一〇〇	ぱちんこ遊技機	PメイドインアビスMR	株式会社メーシー	株式会社メーシー	東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルA棟	湯澤 哲	〃
一〇一	ぱちんこ遊技機	P弾球黙示録カイジ沼5V2A	株式会社高尾	株式会社高尾	愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目二番地	内ヶ島 吉則	〃
一〇二	ぱちんこ遊技機	eグリッドマンXVSM	株式会社七匠	株式会社七匠	東京都渋谷区南平台町一六番一七号	照沼 丈史	〃